

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
が休日は、
の翌日)

目 次

◇ 告 示

土地改良区の設立の認可

土地改良事業の変更計画の決定(三件)

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の適否の決定(五件)

入会林野整備計画の適否の決定

保安林の指定予定

保安林の指定の解除予定(二件)

県道の区域の決定

県道の区域の変更

県道の供用の開始

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定

◇ 教 委 告 示

鳥取県指定保護文化財の指定

鳥取県指定天然記念物の指定

◇ 公 告

消防設備士試験の合格者

消防設備士講習の実施

告 示

鳥取県告示第八百二十八号

倉吉市谷二七九長柄正一ほか十五人の者から設立認可申請のあつた灘手土地改良区については、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十條第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月二十一日設立の認可をし、同条第二項の規定により成立したので、同条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 次

鳥取県告示第八百二十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良(加勢蛇川第二地区は場整備)事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（大栄地区農道整備と区画整理を一体としたもの）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百三十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良（大栄二期地区農道整備と区画整理を一体としたもの）事業の変更計画を定めたので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場及び東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第八百三十二号

大栄町から申請のあつた町営土地改良（由良（西浜）地区農道舗装）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十八年九月二十一日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第八百三十三号

昭和五十八年五月十八日付けで日南町から申請のあつた土地改良（上阿昆縁地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十四号

昭和五十八年七月二十六日付けで中山町から申請のあつた土地改良（住吉地区かんがい排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十五号

昭和五十八年五月二十六日付けで日南町から申請のあつた土地改良(室谷地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十六号

昭和五十八年七月十一日付けで日南町から申請のあつた土地改良(矢戸地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項にお

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十七号

昭和五十八年七月十一日付けで溝口町から申請のあつた土地改良(二部東地区は場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十八号

気高郡鹿野町大字岡木一二八岡井入会林野整備組合組合長安藤正毅から申請のあつた岡井入会林野整備計画については、昭和五十八年九月九日適当と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

岡井入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年九月二十八日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林務課及び鹿野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第八百三十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町丸山字鉄穴原林九三六・九三七（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画

で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 保安林予定森林の所在場所

日野郡日南町印賀字立石山五九〇の五・日野町榎市字オノ谷一一・一二の一・一三・高尾字大曲り六九〇の五・字大曲り下モ平ラ六九一・福長字井ノ原山西平ラ一一八二の一六(以上七筆について、次の図に示す部分に限る。)、金持字土居谷七二九

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

三 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字大瀧二九三・溝口町大倉字後山平三八一・字谷奥平四五二(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、江府町大字杉谷字ナラシ二八四の一、溝口町古市字下モ平七六九、字山根田平一 七八二から七八六まで

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

四 保安林予定森林の所在場所

八頭郡智頭町大字市瀬字宮ノ谷三〇〇二、三〇〇五、三〇〇六、三〇〇七合併、三〇〇八、三〇〇九、三〇一一、三〇一三、三〇一四

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課並びに日南町役場、日野町役場、江府町役場、溝口町役場及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡用瀬町大字屋住字アイノ谷五八三（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町阿毘縁字下モ大畑谷山三六一・字大谷上ミ大畑谷山三七

六（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第八百四十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年九月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	津ノ井国府線	区間	鳥取市生山字高山五三一―地先から岩美郡国府町大字三代寺字樋掛二七二―地先まで	敷地の幅員(メートル)	一〇・二二〇 七三・七	延長(メートル)	六五〇・〇
-----	--------	----	--	-------------	----------------	----------	-------

鳥取県告示第八百四十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年九月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	郡家鹿野気高線	
	変更前	変更後
区間	気高郡鹿野町大字末用字中嶋二〇七五―地先から同町大字鹿野字金堀り七〇―地先まで	気高郡鹿野町大字末用字中嶋二〇七五―地先から同町大字鹿野字金堀り七〇―地先まで
敷地の幅員(メートル)	四・五〇 九・四	二二・〇〇 一六・〇〇
延長(メートル)	一、二二三	一、〇六七

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	鳥取鹿野倉吉線	区間	気高郡鹿野町大字閉野字堂ノ前一九―地先から同町大字鹿野字金堀り六九―地先まで	敷地の幅員(メートル)	一〇・〇〇 一三・〇〇	延長(メートル)	一三三二・〇 一三三二・〇
-----	---------	----	--	-------------	----------------	----------	------------------

鳥取県告示第八百四十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、
 次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十八年九月二十七日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	郡家鹿野気高線	区間	気高郡鹿野町大字末用字中嶋二〇七五―地先から同町大字鹿野字金堀り五九―地先まで	供用開始の期日	昭和五十八年九月二十七日
路線名	鳥取鹿野倉吉線	区間	気高郡鹿野町大字閉野字堂ノ前一九―地先から同町大字鹿野字金堀り六九―地先まで		
路線名	津ノ井国府線	区間	鳥取市生山字高山五三一―地先から岩美郡国府町大字三代寺字樋掛二七二―地先まで		

鳥取県告示第八百四十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十八年二月十五日 鳥取県指令受都計第十三号

二 開発区域に含まれる地域の名称

八頭郡郡家町大字郡家字河田及び字神馬

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

八頭郡郡家町大字郡家四九三

郡家町

郡家町長 小林 実

鳥取県告示第八百四十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十八年九月二十七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名

米子市旗ヶ崎四一三―一
鷺見 昇

道路の位置の指定場所

米子市旗ヶ崎字荒神屋敷下
夕四〇七―一五、四〇九―
二、四〇九―一六、四〇九―
八、四一―一二、四一―
五、四一―二六、四一―三
九、四一―五二及び四一―五
―四並びに四〇九―一六及び
四〇九―一八の地先農道

道路の幅員及び延長
(メートル)

幅員

四・一―一四・一
延長

一〇五・三

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十五号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第四
条第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をする。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

種別	名 称	員 数	寸法、材質、 その他の特徴	物件の所在地	所有者	所有者の住所
彫刻	木造十一面 観音立像	一 軀	材質ケヤキ 文化四年二月の 墨書銘あり。 木喰上人作像 像高七六・五セ ンチメートル	気高郡気高 町大字飯里 一九二 延命庵	飯里部落 区 長 田 中 境	気高郡気高 町大字飯里 一八八

鳥取県教育委員会告示第十六号

鳥取県文化財保護条例（昭和三十四年十二月鳥取県条例第五十号）第三十條第一項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定天然記念物の指定をする。

昭和五十八年九月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	所在地	所有者	所有者の住所	地 積・形 状
相屋神社社叢	気高郡青谷 町大字青谷 八六五七七 八六七	相屋神社 代表役員 宇多川利勝	気高郡青谷 町大字青谷 四四八一	地積 約〇・四ヘクタール 形状 スダジイ、カン類、 ブノキなどの古木が多い。 亜高木にはモチノキ、ヤブ ソバキなどが認められる。
坂谷神社社叢	岩美郡福部 村大字栗谷 三八九五三	栗谷部落 区 長 平林敏雄	岩美郡福部 村大字栗谷	地積 約〇・六一五ヘクタ 形状 岩の多い斜面にある 極相林で、ケヤキ、シロダ モ、カゴノキ、タブノキ、 イヌシダなどを交えたシイ 林である。

公 告

昭和58年8月26日に実施した消防設備士試験の合格者は次のとおりである。

昭和58年9月27日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

甲種1類	荒川 彰夫	山下 憲一	確 佐千夫	西川 孝司	安木 治
	福田 健治	加藤 良喜	今井 利郎	安木 光吉	下石 明義
	植原 勝次	山根 繁則	西谷 純美	飛村 秀一	嘉夫 幸博
	青木 昌明	徳岡 広昭	宇佐美寿博	安田 安良	上田 武良
	田村 嘉明	青底 映夫	岩崎 延貴	智 勇治	深田 精二
	坪倉 幹也				
甲種2類	山辺 真澄	神原 勝美	井口 哲也	米田 耕一	松本 慎治
	甲種3類				
	井田 栄治	山辺 真澄	福島 康浩	川北 公夫	今井 利郎
	田川 義和	坂田 宣雄			
	甲種4類				
	佐藤 真二	森 修治	松尾 壽彦	泉本 熊英	坂本 哲夫
	中島 要	川戸喜三春	中村 辰雄	岡本 裕一	寺沢 芳明

1 講習実施区分

講習の区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
第一種	第一類の甲種消防設備士及び乙種消種設備士並びに第二類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第二種	第三類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第三種	第四類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第七類の乙種消防設備士
第四種	第五類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
第五種	第六類の乙種消防設備士

2 講習の日時及び講習科目

年月日	時間	講習の区分	講習科目
昭和58年10月31日(月)	9時30分から12時30分まで	第一種	消防用設備等関係法令に関する事項防火に関する他法令等に関する事項
	13時から17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和58年11月1日(火)	9時30分から12時30分まで	第三種	消防用設備等関係法令に関する事項防火に関する他法令等に関する事項
	13時から17時まで		消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和58年11月4日(金)	9時30分から12時30分まで	第二種 第四種 第五種 (各種共通)	消防用設備等関係法令に関する事項防火に関する他法令等に関する事項
	13時から17時まで	第五種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
昭和58年11月5日(土)	9時30分から12時30分まで	第二種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項
	13時から17時まで	第四種	消防用設備等の工事又は整備等に関する事項

注1 第三種講習には、ガス漏れ火災警報設備に係る特別講習を含む。

2 講習終了後、講習の区分ごとに、筆記による効果測定を行う。

3 講習の場所 倉吉市山根529番地 2 鳥取県立倉吉体育文化会館

4 受講申請手続

(1) 受講申請書の受付期間

昭和58年9月27日(火)から同年10月11日(火)まで(郵送の場合、昭和58年10月11日(火)までの消印があるものは、有効とする。)

(2) 受講申請書の提出先

鳥取市田園町三丁目124番地 社団法人鳥取県消防設備保守協会

(3) 提出書類

ア 受講申請書

講習の区分二つ以上受講しようとする者は、区分ごとに提出すること。

イ 写真

受講申請書提出前6月以内に撮影した縦4センチメートル、横3センチメートル、正面上半身像のものを受講申請書の所定欄にはり付けること。

(4) 受講手数料及びその納付方法

ア 受講手数料 講習の区分一つにつき 3,000円

イ 納付方法 アに記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受講申請書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合消印しないこと。

5 その他

(1) 受講当日 受講票及び消防設備士免状を持参すること。

(2) 不明な点は、鳥取県総務部消防防災課(電話0857-26-7063)又は社団法人鳥取県消防設備保守協会(電話0857-26-5165)に問い合わせること。